性の多様性に関する職員ハンドブック ~職員が理解を深めるために~ (令和6年4月改訂版)



令和6年4月天 草 市協力 くまにじ

目 次

Ι	,	性の多	様性	<u> </u>	基礎	知	識	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
	1	性の)様々	な	要素	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	1
	2	LG	вт	الح	よ・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
Π	ī	市民等																													
	1	窓口	や電	話	での	対	応	等	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	7
		(1)	窓口	で	乎び	出	す	诗	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
		(2)	本人	いこ	雀認	す	る	诗	•											•	•									•	7
		(3)	家族	Ę • /	· °—	-	ナ		に	つ	い	て																			7
		(4)	関係	機	関と	の	連	携		所	管	事	業	の	見	直	し														8
	2	性別	順の	取擅	汲い																										8
		(1)	申請	書:	等の	性	別	攔																							8
		(2)																													
		(-)	, -		Ċ	٠,			,,,,	IIAI																					Ŭ
	3	性別	で区	(分)	≯h.	る	旃	ひ·	で	മ	袝	広																			9
	4		時に																												1
	_	Ж Е	1 H 17 1 ~	-051	1.0	V .1	יטיי																							'	'
Ш		職場等	にお	いける	る対	応																								1	2
	1	職場	骨での)対/	卞•																									1	2
		(1)	職場	内	での	差	別的	的 [·]	言	動	の	注	意																	1	2
		(2)																													
		(3)																													
		` '							_																						
	2	採用	時の)対[1	6
	2]時の]厚生	_																											6 6
	_		-	_																											

市役所の窓口には様々な市民の方々が手続きや相談に来られます。その中には、性的マイノリティの方やそのご家族もおられることでしょう。

対応する職員が正確な知識を持たず、先入観にとらわれていると、来庁した方の話が正確に理解できなかったり、また、来庁した方を困らせたり、つらい思いをさせたりすることになりかねません。

性的指向やジェンダーアイデンティティ等に関して必要な配慮は、人権尊重の観点から公務に従事する者に求められるものです。

このハンドブックを使って、市職員として普段から理解を深め、どのような対応が 必要であるか考えておきましょう。

I 性の多様性の基礎知識

誰もが出生時に割り当てられた性別のとおり育ち、異性を好きになるのでしょうか?

性はひとくくりにして考えられがちですが、性には様々な要素があります。性を要素に分けて考え、人それぞれに性のあり方は様々であることを知り、違いを尊重しましょう。

1 性の様々な要素

性を構成する要素には、主に次の4つがあります。

身体の性的特徴 (Sex Characteristics)

外性器、内性器、性染色体、性ホルモンの分泌などに見られる身体の性的特徴。 一般に、出生時、これらの特徴(特に外性器の形状)に基づき男女どちらかの性 別が割り当てられ、法律(戸籍)上の性別が決められる。

先天的に非典型的である状態は性分化疾患やインターセックスと呼ばれる。

ジェンダーアイデンティティ (Gender Identity)

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識 (性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に 関する法律(以下、「理解増進法」)第2条)。自己の属する性別についての認識については、「男性」、「女性」、「男性と女性のどちらでもない」などがある。

生まれた時に割り当てられた性別と一致する人もいれば一致しない人もいる。 Gender Identityに対する日本語訳としては、「性自認」という言葉が広く使われてきたが、「性同一性」という言葉が使われることもある。

性的指向(Sexual Orientation)

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向(理解増進法第2条)。 どの性別の人に恋愛感情や性的感情をもつかということ。異性愛、同性愛、両性愛 などがある。恋愛感情や性的感情がいかなる性別の人にも向かないこともある。 性的指向は治療の対象ではない。

性別表現(Gender Expression)

行動やしぐさ、言葉遣い、服装などによる性別に関する表現。時代や文化、社会 などによって異なる。性別表現はジェンダーアイデンティティと一致しないことも ある。

2 LGBTとは

L(レズビアン) 女性として女性を好きになる人

G (ゲイ) 男性として男性を好きになる人

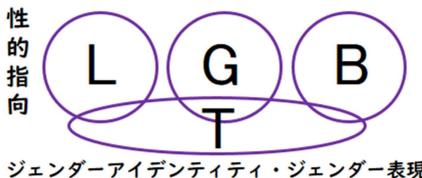
B (バイセクシュアル)

異性を好きになることもあれば同性を好きになることもある人 好きになることに性別は関係ない人

T(トランスジェンダー)

出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きる人、生きることを望む人(トラ ンスジェンダーの定義には幅があります) 性同一性障害を含みます。

LGBT とは、レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭文字を とった言葉で、性的マイノリティの総称として使われることもあります。



ジェンダーアイデンティティ・ジェンダー表現

上の図のとおり、LGBは性的指向に基づくもので、T(トランスジェンダー) はジェン ダーアイデンティティに関するものです。トランスジェンダーは性別表現にもかかわ ることもあります。

トランスジェンダーであることで性的指向は何も既定されませんから、トランスジ エンダーの中には、異性愛者、同性愛者、バイセクシュアルなど様々な性的指向の人 がいます。なお、例えば、身体の性的特徴が女とされる特徴で法律(戸籍)上の性別 が女、ジェンダーアイデンティティが男、性的指向が女である人の場合、この人を身 体の性的特徴や法律上の性別に基づき「レズビアン」だというのは、この人のジェン ダーアイデンティティを尊重しない言い方です。

LGBT 以外にも、ジェンダーアイデンティティや性的指向が分からない・明確ではな い人 (クエスチョニング (Questioning) と言います) などもいます。クエスチョニン グなど LGBT に当てはまらない人も含んでいることを明らかにして、性的マイノリティ を総称するために、LGBTQやLGBTQ+という言葉も最近よく使われています。

大切なことは

誰にも、それぞれの身体の性的特徴、法律上の性別、ジェンダーアイデンティティ、性的指向、性別表現があり、性のあり方は、人の数だけ多様であるということ、そして、いかなるあり方であっても、自分と違うあり方を否定せず、お互いのあり方を尊重することです。

数が多いから正しい、少ないから間違っているということではありません。

◆行政当局が無関心、知識がないことは許されないとの判決が出されています。 正しい知識を身につけ適切に職務を行いましょう。

平成2年、同性愛者の団体(動くゲイとレズビアンの会。略称アカー)が東京都の 施設につき宿泊を伴う利用申込みをしたところ、東京都教育委員会が不承認としたた め、同処分の違法を理由に東京都に対して損害賠償を請求。

一審、二審とも東京都が敗訴しました。

東京高裁(平成9年9月16日)判決からの引用

「平成2年当時は、一般国民も行政当局も、同性愛ないし同性愛者については無関心であって、正確な知識もなかったものと考えられる。しかし、一般国民はともかくとして、都教育委員会を含む行政当局としては、その職務を行うについて、少数者である同性愛者をも視野に入れた、肌理の細かな配慮が必要であり、同性愛者の権利、利益を十分に擁護することが要請されているものというべきであって、無関心であったり知識がないということは公権力の行使に当たる者として許されないことである。このことは、現在ではもちろん、平成2年当時においても同様である。」

◆性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進 に関する法律(令和5年6月23日施行)

この法律は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養(かんよう)し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資すること」を目的としています。

地方公共団体に対しては、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力義務(5条)が定められました。また、地方公共団体に対しては、心身の発達に応じた教育及び学習の振興(10条1項)・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策(10条1項)の努力義務も定められています。

◆性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

法律上(戸籍上)の性別と違う性別で生活している人にとって、生活上の性別と法律上の性別が合っていないと、生活する上で困ることがたくさんあります。

そこで、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下、「特例法」といいます。)により、平成16年から要件を満たせば、家庭裁判所での審判により、戸籍上の性別を変更できるようになりました。

現在、法律に定められている要件は以下のとおりです。

- 1 18歳以上であること
- 2 現に婚姻をしていないこと
- 3 現に未成年の子がいないこと(法律制定時は、「現に子がいないこと」でしたが改正されました。)
- 4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること
- 5 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること

また、性同一性障害者であることの診断等が記載された診断書(2人以上の医師の 診断の一致が必要)の提出も必要です。

自分たちの関係を異性だと思っていたとしても法律上は同性であるために結婚できなかった人も、この法律によって戸籍上の性別を変えることで法律上も異性だということになれば、結婚することができます。

令和4年までに変更した人は11,919人です。

変更の要件には、上にも書いているとおり、「4 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること」という要件があり、基本的に手術する必要がありました。しかし、この要件は、令和5年11月に最高裁が違憲無効と判断したため、現在ではこの要件はないものとして審判がなされ、戸籍上の性別が女性の場合、卵巣の摘出手術は不要となり、性別適合手術を行っていなくても戸籍上の性別を変更できるようになりました。

ただ、この要件が適用されなくなった現在も、戸籍上の性別が男性の場合は、外性器についての要件(「5 その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること」)により陰茎等の切除をする必要があり、持病がある等して手術ができない場合には要件を満たすことができません。また、「3 現に未成年の子どもがいないこと」という要件によって変更できない人などもいます。

特例法があるからといって戸籍上の性別を変更している人、できる人ばかりではないことを踏まえて、対応する必要があります。

なお、特例法については、最高裁が違憲無効と判断したため、今後、法律改正がなされると思われます。また、外性器の要件についてなど新たな裁判例が出る見込みもありますので、最新の情報を適宜確認するようにしてください。

Ⅱ 市民等への対応

行政サービスを受ける際に性的マイノリティの方が抱いている不安の例

- ・対応する職員は、性的マイノリティについて理解があるのか。不用意な言動によって傷つけられるのではないか。また、説明をたくさんしても、職員に理解がなく、困りごとや状況を理解できないのではないか。
- ・手続きや相談をすることで、知られたくない人にまで、性別のことや同性愛のことが知られるのではないか。家族にも知られたくない。
- ○ジェンダーアイデンティティや性別表現に関する困りごとの例
- ・見た目の性別と、身分証に書かれた性別や名前が一致しないことで、スムーズに手続きができないのではないか。
- ・自認している性別や見た目の性別と、名前から判断される性別が一致していないので、フルネームで呼ばれたくない。
- ○パートナーに関する困りごとの例
- ・相談したいことがあっても、同性パートナーと暮らしていることが分かったら、偏見をもって対応されるのではないかと思い、相談できない。
- ・同性パートナーからDVを受けているが、相談を受けてくれるか分からない。相談はできたとしても、保護してくれるのかが分からない。

上記は、ほんの一例です。

どのようなことで困るのか、不安に思うか、正確な知識をもとにして考えられるようにしておきましょう。

そして、状況や考え方も人によって異なりますので、「同性愛だから〇〇」「トランスジェンダーだから〇〇」などと決めつけてしまわず、目の前の人や状況に応じた対応を考えましょう。性のあり方は多様であることから、対応方法は一人ひとり異なります。

求められていることは、特別なことではなく、誰もが、身体の性的特徴、法律上の 性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、性別表現にかかわらず、尊重される べきという、ただそれだけのことです。

1 窓口や電話での対応等

(1) 窓口で呼び出す時

法律(戸籍)上の性別とは別の性別で社会生活を送っている方もおられます。 法律(戸籍)上の名前から推測される性別と外見が一致しないなどの理由から、 下の名前を呼ばれたくない場合もあります。

- ・呼出しの際には、原則として受付番号を使用します。
- ・受付番号を使用しない場合も、苗字だけで呼ぶなど工夫し、下の名前は呼ばない ようにします。

(2) 本人に確認する時

- ・外見で性別を決めつけ、身分証明書や書類などに記載された性別や名前と一致 しないからといって、書類などと見比べたり、聞き直したり、問いただしたりする ことはやめましょう。
 - ・本人確認は、名前と住所と生年月日で行います。性別では確認しません。
- ・名前の確認に際しても、周りの人に分からないように配慮しながら、書類等を指さし、「お名前はこちらで間違いありませんか」「こちらでよろしいですか」等と尋ねるようにし、下の名前を読み上げないようにします。

(3) 家族・パートナーについて

- ・パートナーが同性であることもありますし、同性カップルで子育てをしていることもあります。
- ・パートナーが異性であることを前提とした表現や、性別を特定するような表現 は避けます。

表現の例

奥さん、ご主人、彼、彼女 ⇒ パートナー、お連れ合い、配偶者 お付き合いされている方

息子さん、娘さん ⇒ お子さん

相談などを聞いていて、相談者のパートナーが同性であることが分かることもあります。

・パートナーに関わる相談ごと、例えば、パートナーと同一世帯での生活保護申請、公営住宅への入居申込みなどについても、物珍しがったり、門前払いにしたりすることなく、可能かどうかなど対応をしっかり検討し、丁寧に説明するようにしましょう。

また、セクシュアルハラスメントや性暴力は、同性間でもありえます。 この場合も、話をよく聞いて対応しましょう。

(4) 関係機関との連携・所管事業の見直し

必要があれば関係機関につなぎ、連携をとることも大切です。

上にあげたような場合も想定して、関係機関との連携を含め、事前に対応を協議しておきましょう。また、今後は、所管事業の見直しを行うことも検討し、対応できることを増やしましょう。

★職員一人ひとりの言動が「天草市職員の代表」「天草市職員の対応」となります。 市役所各課の会計年度任用職員や指定管理者職員、委託業者等も含め、本市の行 政サービスに関わるすべての人が対応できるように、周知、研修等を行いましょう。

2 性別欄の取扱い

(1) 申請書等の性別欄

天草市では、法令に基づき記載が必要なもの、統計上必要不可欠なもの等を除き、申請書等の性別欄の記載を削除しました。

・不必要な性別欄が残っていないか、今後も継続して検討しましょう。

(2) アンケート等の性別欄

- ・前記(1)の趣旨に準じて、アンケートについても、性別を聞く必要性を考え 必要のない性別欄をなくしましょう。
- ・統計上やニーズの把握のために性別欄が必要な場合でも、以下の「性別回答欄 を設ける場合」を参考に、無回答含め回答しやすい形式を検討しましよう。

性別回答欄を設ける場合

1 回答**自体**の工夫

回答が任意であることを明示し、強制しない。

(例) ご回答は任意です。必須ではありません。

2 回答欄の工夫

2択にはせず、「回答しない」や「その他」などといった選択肢を設ける (例) 性別 【 男 ・ 女 ・ 回答しない ・ その他 ()】

3 性別で区別される施設での対応

公共施設の中には、トイレ、入浴施設といった男女で別の場所を使うことになっているものがあります。

本人の意思を尊重するのが原則ですが、意思に沿った対応が難しい場合には、できるだけ本人の意思を踏まえつつ、現時点で可能な対応を検討しましょう。

トイレについて

女性用トイレは通常すべて個室になっており、身体の状態を他の利用者が見たり, 他の利用者に見られたりすることは通常ありません。

そして、法律(戸籍)上の性別は男性で、性別適合手術をしていないけれども、女性として生活している方もいます。そのような方にとっては、男性用トイレはトラブルになるため到底使えず、多目的トイレも他の方が利用する際に差し支えると考え使いづらい一方、着衣の状態での外見から女性用トイレは支障なく使え、女性用トイレを使っていたりします。

トイレの利用は、人間の尊厳に関わります。

トランスジェンダーの方の中にはトイレを我慢し膀胱炎など泌尿器の病気にかかる人もいます。

・「法律(戸籍)上の性別が男性なら男性用トイレ」、「身体的な特徴が男性なら男性 用トイレ」と決めてしまわず、下記の裁判官の判断を参考に、侵害される利益がある のかをきちんと考え、具体的かつ客観的に判断するようにしましょう。 最高裁も、戸籍上の性別が男性ではあるが、女性用トイレの利用を一部制限された経済産業省の職員の訴訟(注)において、当該職員が女性用トイレを利用することを違法だとは言っていません(最高裁第三小法廷令和5年7月11日判決)。

この訴訟では、女性用トイレの利用の一部制限を是正しなかった人事院の措置を 取り消す判決が最高裁でなされましたが、この決定に加わった裁判官は、利益の調 整は感覚的・抽象的に行うことは許されるべきではないと言っています。

そして、客観的かつ具体的な利益の調整が必要であると述べ、当該職員の女性用トイレの利用によって失われる他の女性職員らの利益を真摯に検討する必要があり、また、そのような女性職員らの利益が本当に侵害されるのか、侵害されるおそれがあったのかについて具体的かつ客観的に検討されるべきであると述べています(渡邉惠理子裁判官補足意見)。

注)経済産業省において、当該職員が執務するフロアとその上下1階ずつのフロアの女性用トイレの使用を認めず、それ以外の階の女性用トイレの使用を認める旨の処遇をした。

これに対して、当該職員が、職場の女性用トイレを自由に使用させることを含め、原則として女性職員と同等の処遇を行うこと等を内容とする行政措置の要求をしたところ、人事院は、いずれの要求も認められない旨の判定をし、訴訟となった。

地裁と異なり、高裁は判定の取消しを認めなかったが、最高裁は、東京高裁の判決中、人事院がした判定のうちトイレの使用に係る部分の取消請求に関する部分を破棄した。

なお、男女別のトイレを利用する方もいらっしゃいますが、男女どちらの性別にも 見えづらいなどで、男女別のトイレを利用しづらい方もいらっしゃいますので、**性別 に関わらず利用できるトイレの整備も検討**しましょう。

性別に関わらず利用できるトイレには、使いやすくなるように、「**だれでもトイレ**」、「**どなたでもご利用ください」などの表示をする**のがよいでしょう。

入浴施設について

入浴施設では、女性用トイレと異なり、身体の状態を他の利用者が見たり、他の利用者に見られたりすることがありえます。

性別適合手術をしているかどうかにかかわらず、広いお風呂にのびのびと入りたいと思っていても、遠慮したり、人目を気にしたり、我慢したりして入ることができないトランスジェンダーの方もいます。

厚労省は、「公衆浴場や旅館業の施設の共同浴室における男女の取扱いについて」 (薬生衛発0623第1号・令和5年6月23日)において、男女は、身体的な特徴を もって判断するとしています。したがって、例えば、ジェンダーアイデンティティが 女性であっても、身体的な特徴が男性である場合には、女性用の浴場・浴室には入れ ないということになります。

しかし、そのような場合でも、いずれの施設も利用できないということがないように、他の利用者と時間をずらして利用できるようにする、個室として使える場所(いわゆる家族風呂)を提供するなど、事前に対応を検討しておきましょう。

4 災害時における対応

災害時には、行政も特別な状況に置かれるため十分な対応が難しくなりますので 対応を事前に検討しておくことが、特に重要です。

避難所で困ることの例

- ・性的マイノリティであることが関係して困っていることや辛いことを誰にも言えない。
- ・詮索されるのがイヤで地域の人と付き合いが普段からないので、避難所に行きにくい。

ジェンダーアイデンティティや性別表現に関する困りごとの例

- ・避難者名簿に法律(戸籍)上の性別と名前を記入するのに抵抗があり、避難所に行けない。
- ・男か女かわからないと避難所の職員や他の避難者から奇異の目で見られる。
- ・自認している性別に応じた下着や衣類がもらいづらい。
- ・男女別のトイレ、更衣室が使いづらい。
- ・身体を見られて不審がられないか心配で、他の人と一緒に入浴できない。
- 災害発生により定期的なホルモン治療ができない。
- ・定期的なホルモン治療ができず生理になったが、男性的な外見のため、生理用品をもらいづらい。

パートナーに関する困りごとの例

- ・同性パートナーとの関係を説明しにくい。周りの目が気になり、一緒に過ごしにくい。
- ・法律上の性別が同じであるため結婚できず法的に親族になれないが、安否確認の際、親族ではないとして安否を教えてもらえない。

Ⅲ 職場等における対応

誰もが働きやすい職場を実現するためには、差別やいじめ、あらゆるハラスメント (嫌がらせ)がないようにする必要があります。

ある調査では、「職場で性的マイノリティに関する差別的な言動を見聞きしたことがあるか」について、性的マイノリティの約50%が「差別的言動が多い」と答えている一方、性的マイノリティでない人で「差別的言動が多い」と回答した人は約30%にとどまっています(「LGBTQ の仕事と暮らしに関するアンケート」(c) 特定非営利活動法人 虹色ダイバーシティ 2023)。

この差は認識の仕方や受け取り方の違いによるものとも考えられ、そのつもりがなくても相手を傷つけてしまっているかもしれません。

思いがけず傷つけてしまうことのないように、自身の態度や言葉が与える影響をよく考え、行動しましょう。

1 職場での対応

(1) 職場内での差別的言動の注意

「同性どうしで仲良くしていてあやしい。あぶない」、「男らしくない。気持ち悪い」など、性的指向やジェンダーアイデンティティ、性別表現などに関する差別的な発言は、言われた人や周囲の人を傷つけたり不快にしたりするもので、絶対に許されるものではありません。何気ない冗談のように言われ、みんな笑っているように見えても、実は、無理に愛想笑いをしている人もいるかもしれません。

また、「結婚しないの?」、「彼氏(彼女)はいるの?」などは、直接的な差別発言にあたらず、職場のコミュニケーションを円滑にするための言動だと思われるかもしれませんが、異性愛を前提とした発言であり、自分やパートナーの存在をないがしろにされていると感じる人がいるかもしれません。また、不用意に個人の生き方に踏み込むものであり、異性愛者でも嫌な思いを感じる人がいるかもしれません。

また、「ホモ」、「おかま」、「レズ」、「おなべ」、「オネエ」、「あっち系」といった言葉は差別的な表現と受け取られることがあります

誰もが働きやすい職場にするために、これまで何気なく言ったり、笑ったりしていたことについても、今一度、自身の言動をふり返ってみましょう。

特に、指導的な立場にいる人は、自身の言動を省みるだけでなく、職場で差別的言動がなされないよう周りの人の言動にも注意しましょう。

(2) 職場環境等における配慮

性別違和のある方は、男女別の施設(トイレやお風呂等)の使用で困る場合があります。法律(戸籍)上の性別以外の施設(トイレやお風呂等)の使用を希望する申し出があった場合にも、なるべく本人の意思を尊重し対応を検討しましょう。検討にあたっては、9ページから11ページも参考にしてください。

宿泊を伴う出張の際には、部屋割りや入浴時間をずらすなどの配慮をすること が必要な場合もあります。 本人が希望を言って相談することができる職場づくりを目指しましょう。

また、職員のマイナンバーの取得に際しては、マイナンバーカードの券面から 性別の表示が無くされるまでは、「性別記載のない住民票記載事項証明書」など 代替手段を用意しましょう。

(3) ハラスメントに係る相談体制

次ページで述べるとおり、パワハラ防止指針が策定されたことから、天草市においても、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、性別表現に関わるハラスメントの相談にも応じられるようにし、誰もが働きやすい職場環境を実現する必要があります。

各所属長や上司が相談を受けた際には、相談者の訴えを真摯に受け止め、決してアウティングは行わずプライバシーに配慮しつつ、適切な対応に努めましょう。

ハラスメントがない職場では、誰もがいきいきと働くことができます。

職場では、長い時間を過ごし、上司・同僚・部下といった継続的かつ力関係に 差がある関係になるため、よりいっそう、困りごとが生じます。

性的マイノリティの場合、困っていても、周りは本人が困っていることに気づきづらく、本人も言い出しにくいことが多いため、状況が悪化し対応が難しくなってしまうことがあります。

そうならないように、本人がなるべく早く困っていることや希望を言って相談できる職場を作っていきましょう。

◆2020 年 6 月から、天草市にもパワーハラスメント防止措置義務が課せられています 性的指向やジェンダーアイデンティティに関する侮辱的言動やアウティングもパワハ ラにあたります

改正労働施策総合推進法(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及 び職業生活の充実等に関する法律)が成立し、2020年6月から地方自治体にも、パ ワーハラスメントの防止措置義務が課せられることになりました。

主な内容は次のとおりです。

- (1) 職場におけるパワハラの内容やパワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発すること
- (2) 相談窓口を設置し周知するとともに、適切に相談対応できるようにすること
- (3) パワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応(事実関係の確認、被害者への配慮措置の適正実施、行為者への措置の適正実施、再発防止措置)
- (4) 相談者・行為者等のプライバシー保護措置とその周知、相談等による不利益取り扱い禁止を定め、周知・啓発すること

そして、改正労働施策総合推進法に基づくパワハラ防止指針(事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針)において、次の事柄もパワハラにあたると考えられると規定されています。

パワハラ防止指針により、パワハラにあたると考えられるものの例

- ・相手の性的指向やジェンダーアイデンティティに関する侮辱的言動 (例えば、「お前みたいなホモは近づくな」、「お前はオトコオンナだ、気持ち悪い」と言うなど)
- ・労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティ等の機微な個人情報について、 当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露すること(アウティング)

(例えば、「○○さんは、ゲイなんだって」、「あの人、元男なんだって」と他の職員に言うなど)

パワハラについての相談窓口

「天草市職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する要綱」に定めのある苦 情相談窓口に相談可能です。 ◆同性間でも、また、セクハラ被害を受けた側の性的指向またはジェンダーアイデンティティに関わらず、セクハラはセクハラです。

※平成26年7月1日施行の男女雇用機会均等法施行規則の改正等で、職場におけるセクシュアルハラスメントに、異性に対するものだけではなく同性に対するものも含むことが明文化されました。 さらに、いわゆるセクハラ指針(平成18年厚労省告示第615号)の平成29年1月1日施行分の改正で、同指針の対象となるセクハラは、セクハラ被害を受けた側の性的指向またはジェンダーアイデンティティに関わらないことが明らかにされています。

◆アウティング(暴露)に注意

本人の了解を得ず、本人が公にしていない性的指向やジェンダーアイデンティティなどを他人に伝え広めてしまうことを「アウティング」と言います。 アウティングは、重大な人権侵害であり、時に命にも関わるという認識のもと、絶対に行なってはいけません。

本人の性的指向やジェンダーアイデンティティなどについて、他の管理職や 周囲と情報共有が必要な場合であっても、必ず本人の同意をとった上で行い、 本人の了承なく、性的指向やジェンダーアイデンティティなどの個人情報が周 りに知られることがないよう徹底する必要があります。

また、トランスジェンダーにとっては、現在、または過去の法律上の性別を知られることで、安心して働くことができなくなったりすることもあります。 法律(戸籍)上の性別も、場合によっては慎重に取り扱う必要がある情報であることに注意しましょう。

カミングアウト(Coming out)

これまでに公にしていなかった 自分の性 的指向やジェンダーアイデンティティ等 を本人が自分の意思で表明すること アウティング(Outing)

本人が公にしていないこ とを他人が暴露すること

※カミングアウトされた際には・・・

・「好きにならないでね」「襲うなよ」等、不用意な発言は決してしないでください。

異性愛の場合と同じように、同性が好きだからといって、同性なら誰でも好きになるわけではありません。ましてや、性暴力を振るうことを前提とした発言は、強い偏見に基づき明らかに不適切です。

・職場でカミングアウトをされた場合は、「職務上受けた相談と同様の守秘義務がある」と考えましょう。対応に困る場合には、巻末にあげている相談機関で相談をすることもありえます。

・誰が知っているのか、また、誰に伝えてよいか、伝えないでほしいかを聞き、 意図しないアウティングを行わないように気をつけましょう。

※カミングアウトにも様々な理由・きっかけがあります。誰に、いつ、どのように、どこまでカミングアウトするかしないかは、他人が干渉するものではなく、本人が決めることです。

2 採用時の対応

採用の可否は、仕事の適性や執務上の能力で判断すべきであり、本人の性的指向、 ジェンダーアイデンティティ、性別表現により採否判定を行なってはいけません。

また、面接時にも、法律(戸籍)上の性別と一致しないからといって、その服装、ふるまい、言葉使いなどや、また、性的指向など、職務上の能力に関係のないことについて、問いただしたり、批判したり、嘲笑したりするなど、差別的な言動や相手を傷つける言動は厳に慎みましょう。

3 福利厚生制度等

法律上の配偶者や親族でなくても、慶弔休暇、手当などの制度を、より多くの職員が公平に利用し給付が受けられるような制度づくりや、また、性同一性障害の職員がホルモン治療、性別適合手術といった医学的措置を受ける際の休暇についても、休暇がとりやすいような環境づくり、制度づくりが求められています。

担当部署においてできることを検討しましょう。

また、健康診断にあたっては、特にトランスジェンダーの場合、事情を知らない医師に診られることに不安があることもありますので、職員の希望する医師の受診も認めることが望まれます。

そして、産業保健スタッフには、性的指向やジェンダーアイデンティティについて 知識や理解をさらに深め、職員等からの相談に的確に対応していくことが求められま す。

◆最低限知っておきたい基礎用語

用 語	意、味
身体の性的特徴 (Sex Characteristics)	性の要素の1つで、外性器・内性器・性染色体・性ホルモン分泌 などに見られる身体の性的特徴
ジェンダーアイデン ティティ (Gender Identity)	性の要素の1つで、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(以下、「理解増進法」)第2条)。自己の属する性別についての認識については、「男性」、「女性」、「男性と女性のどちらでもない」などがある。

性的指向	性の要素の1つで、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別につ
(Sexual	いての指向(理解増進法2条)。どの性別の人に恋愛感情や性的な
Orientation)	関心をもつかということ
性別表現 (Gender Expression)	性の要素の1つで、行動やしぐさ、言葉遣い、服装などによる性別に関する表現
LGBT	レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダーの頭 文字をとったもので、性的マイノリティの総称として使われるこ とがある。
レズビアン	ジェンダーアイデンティティが女性で、性的指向が女性に向く人
ゲイ	ジェンダーアイデンティティが男性で、性的指向が男性に向く人
バイセクシュアル	異性を好きになることもあれば、同性を好きになることもある、 性的指向が男女どちらにも向く人
トランスジェンダー	出生時に割り当てられた性別とは異なる性を生きる人、生きることを望む人。対義語は、シスジェンダー。定義には幅があり、生物学的性とジェンダーアイデンティティが一致しない人などと説明されることもある。いずれの場合も、性同一性障害者を含む。
FtM(えふてぃえ	出生時に割り当てられた性別は女性であるが、男性として生きる
む)	人、生きることを望む人。トランスジェンダー男性という場合も
(Female to Male)	ある。
M t F (えむてぃえ	出生時に割り当てられた性別は男性であるが、女性として生きる
ふ)	人、生きることを望む人。トランスジェンダー女性という場合も
(Male to Female)	ある。
X ジェンダー	女性、男性に二分できないジェンダーアイデンティティを持つ人

◆レインボーフラッグを置いてみよう

6色の虹色のフラッグは、性的マイノリティのシンボルであり、性 の多様性を尊重する姿勢を表現するものとして、用いられています。

レインボーフラッグのことを知らない性的マイノリティの方もいますが、レインボーフラッグを掲げることで、歓迎の意思や応援の気持ちを示すことができますので、窓口等に置いてみてください。



IV 関連情報

相談窓口

	窓口の名称	相談先・電話番号	対応日時
天草市の 相談窓口	天草市男女共同参画課	0969-23-8200	8:30~17:15
民間の 相談窓口	よりそいホットライン	0120-279-338	24 時間受付、年中無休専門回線(4番)

【天草市出身の当事者の想い】

天草で育ったこともあり、小さい頃は周りにゲイの人は全くいないと感じること が多く、孤独感がありました。

学校や市役所などで、LGBT に関する情報に触れる機会が多くあればいいと思いました。

今でも多くの子どもたちが、当時の自分のように誰も理解者はいないという不安 感にさいなまれていると思うので、当事者団体とつながれる方法などを市や町、教 育機関が提示できればと思います。

性の多様性に関する職員ハンドブック 〜職員が理解を深めるために〜 (令和6年4月改訂版)

【編集・発行】天草市地域振興部男女共同参画課 (天草市複合施設ここらす内)

〒863-0034 天草市浄南町 4番 15号 TEL(0969)23-8200

Email:danjyokyodo@city.amakusa.lg.jp

※本ハンドブックは、熊本市発行「LGBT などの性的マイノリティサポートハンドブック」の内容を参考にしました。